

平成16年第2回  
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成16年11月26日

西多摩衛生組合議会

## 平成16年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成16年11月26日(金)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	野澤 久人	副管理者	石塚 幸右衛門

出席議員

1番 木原 武雄	2番 小池信一郎	3番 大坪 国広
4番 大西 英治	5番 浜中 啓一	6番 木下 克利
7番 高橋美枝子	8番 門間 淑子	9番 船木 良教
10番 森田 昌巳	11番 松山 清	12番 今林 昌茂

西多摩衛生組合

事 務 局 長	須田 進午	業 務 課 長	加藤 一夫 (施設課長兼務)
総 務 課 長	渡辺 良郎	管 理 課 長	島田 善道

構成市町職員

青梅市環境部長	桑田 一	羽村市産業環境部長	下田 和敏
福生市生活環境部長	田辺 恒久	瑞穂町生活環境課長	鈴木 延男

# 平成16年第2回西多摩衛生組合議会定例会次第

平成16年11月26日(金)

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号

平成16年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第6号

西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第7号

西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例

日程第6 議案第8号

平成16年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)

日程第7 議案第9号

平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

午後1時30分 開会

○議長（森田昌巳） 本日は、平成16年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともお忙しい中、全員の出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、欠席議員ゼロであります。よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成16年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 皆様こんにちは。議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、平成16年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆様方にご出席を賜り誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の活動の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げます。

さて、現在の組合の事業の状況でございますけれども、平成16年度のごみ搬入量につきましては平成16年10月末現在で約4万5,000トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約2,000トン、4.4%の減となっておりますが、平成16年度末では7万5,000トンが搬入されるのではないかと予想しているところであります。

搬入量の内訳を見ますと、一般家庭から排出されますごみが2.4%の減、事業系の一般廃棄物が2.1%の減となっております。構成市町における収集方法の変更等ごみ減量対策の効果ではないかと思っております。ありがとうございます。

また、平成16年度の肉骨粉の焼却につきましては、本年の12月17日をもって終了となりますが、平成16年10月末現在で一昨年と比較して約1,000トンの減、409トンの焼却となっております。

このほかフレッシュランド西多摩におきましては、平成16年度の利用客数は10月末で8万4,000人となっております。1日平均で申し上げますと約470人となっております。

なお、開設3周年を迎え、総利用者数も49万人を超えておまして、まもなく50万人の利用者を迎えることとなると予想しております。50万人目の利用者の方には回数券、タオルセット等の記念品をお贈りさせていただきたいと思っております。

なお、この近隣の大型の浴場施設ができたことなどにより、昨年と比較いたしまして若干ではありますが、利用者は減少しております。今後とも多くの皆様方にご利用いただけるようイベント等も含め内容の充実に努めていきたいと考えております。

さて、本日もご提案申し上げます案件につきましては、平成15年度西多摩衛生組合歳入歳出決算についてのほか4件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上ご認定、ご決定をくださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 53 条の規定により、議長において指名いたします。

7 番 高 橋 美 枝 子 議 員

8 番 門 間 淑 子 議 員

以上、2 名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、総務課長より報告いたします。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第 527 号、平成 16 年 11 月 19 日付をもちまして管理者より議長あてに、平成 16 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付させていただいております審議日程の順序によりまして進めさせていただくことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第 6、議案第 8 号、平成 16 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と日程第 7、議案第 9 号、平成 16 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括して審議願うことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、収入役、監査委員、それから事務局長以下事務局職員が出席しておりますので、あわせて報告させていただきます。

以上でございます。

○議 長（森田昌巳） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事日程につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、11 月 26 日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田昌巳君） 異議なしと認めます。よって、会期については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第 3、認定第 1 号、平成 15 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました認定第 1 号、平成 15 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきましてご説明申し上げます。

平成 15 年度のごみ焼却量につきましては、実績で申し上げまして 7 万 7,315 トンでございまして、前年度比較 1.6%の増となっております。

決算の内容でございますが、歳入におきましては収入済額で 36 億 5,637 万 4,999 円でございます。このうち約 94%が構成市町の分賦金収入となっております。歳出の支出済額といたしましては、35 億 7,838 万 5,930 円でございます。予算に対する執行率は 98.3%となっております。歳入から

歳出を差し引いた後の残額7,798万9,069円は翌年度への繰り越しとなっております。

以上が決算の概要でございますが、平成15年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては事務局よりご説明申し上げますので、よろしく審議の上ご認定をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、決算の内容につきましてご説明申し上げます。

平成15年度西多摩衛生組合歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

お手元にご配付いたしました決算書でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表となっております。4ページから7ページにわたりましては歳入歳出決算の内容を記載してございます。9ページ以降につきましては付属資料となります決算の事項別明細書となっております。

それでは、10、11ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

第1款分賦金におきましては収入済額34億2,910万円で、これは3市1町からの分賦金収入で、歳入総額の93.78%を占める収入割合となっております。また構成市町別の金額につきましては、備考欄のとおりでございます。割合で見ますと青梅市46.10%、福生市20.93%、羽村市19.45%、瑞穂町13.52%の割合で納入をいただいているところでございます。

次に、第2款の使用料及び手数料におきましては、収入済額7,515万784円で、歳入総額の2.06%の収入割合となっております。内訳といたしましては、余熱利用施設における浴場施設使用料として6,929万8,770円、体育館でございます多目的施設の170万6,450円、余熱利用施設の食堂や自動販売機等による行政財産使用料の394万2,036円となっております。

次に、第3款繰越金におきましては、収入済額9,372万2,224円で、これは平成14年度からの繰越金で、歳入総額の2.56%の収入割合となっております。

恐れ入ります。12、13ページをお開きいただきたいと思います。

第4款の諸収入におきましては、収入済額5,625万5,641円で、歳入総額の1.54%の収入割合となっております。内訳といたしましては、第1項の預金利子におきまして収入済額13万7,125円で、歳計現金の運用が主な預金利子収入でございます。

第2項の雑入におきまして収入済額5,611万8,516円で、内訳といたしましてはBSE問題の発生により平成13年12月より当組合で肉骨粉の焼却処理を開始いたしまして、15年度分につきましては約2,089トンの処理をいたしたところでございます。この焼却によりまして肉骨粉焼却受託金4,994万4,726円、それからフレッシュランド西多摩の館内着貸出及びタオル等売上金の115万5,400円、飲料水自販機等の電気料が348万6,060円他6件の合計でございます。

次に、第5款の財産収入におきましては、収入済額214万6,350円で、これは普通財産であります土地の資産活用をし、歳入総額の0.06%の収入割合となっております。

以上、歳入における予算現額36億4,000万円に対しまして調定額、収入済額ともに36億5,637万4,999円となっております。不納欠損額、収入未済額はともにございません。

以上が歳入の内訳でございます。

次に、14、15ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の状況でございます。

まず、第1款の議会費でございますが、支出済額131万2,168円、予算現額に対しまして執行率

63.21%、不用額が76万3,832円となっております。主な支出といたしましては、1節の報酬100万1,656円、9節旅費の12万4,402円、これは3月30日に実施いたしました行政視察時の旅費となっております。13節委託料における議事録作成委託料12万8,520円となっております。

次に、第2款事務所費でございますが、支出済額2億4,498万487円、予算現額に対しまして執行率96.56%、不用額が872万5,513円となっております。

このうち1目一般管理費の支出済額が2億2,848万3,085円の主な支出といたしましては、2節、3節の職員手当等ございまして、16、17ページをお開きいただきたいと思います。それから4節の共済費、この職員12名分の人件費といたしまして1億6,606万8,686円を支出いたしております。

9節旅費におきまして26万1,993円、不用額の44万3,007円につきましては、行政視察を当初1泊2日で予定しておりましたが、諸事情によりまして日帰りに変更いたしましたため、不用額が発生いたしましたところでございます。

11節需用費の501万9,889円につきましては消耗品費で164万5,606円、印刷製本費で295万6,157円が主な支出となっております。

12節役務費では90万4,346円、13節委託料では205万2,398円を支出しておりまして、これは会議録作成委託の12万9,600円、産業医委託の77万8,800円、インターネットホームページ修正委託の52万5,000円が主な支出となっております。

14節使用料及び賃借料の354万2,957円につきましては、事務機器使用料の206万1,381円、人事管理給与システム使用料の130万1,196円が主な支出でございます。

恐れ入ります。18、19ページをお開きいただきたいと思います。

19節負担金補助及び交付金の5,030万9,800円につきましては、地域対策協議会への助成金として130万円を支出しております。これは羽村市と瑞穂町の環境対策協議会に事務費補助金として65万円ずつ支出しております。

また、地元負担金4,800万円が主な支出でございますが、この地元負担金につきましては、行政区域内に当組合がございます羽村市と瑞穂町に対しまして、周辺住民対策といたしましてさまざまな環境整備等を行わなければならないということで、昭和44年の議員全員協議会で決定され、実情に即した金額と支出科目に変更されながら今日に至っております。羽村市に3,200万円、瑞穂町に1,600万円の支出をいたしているところでございます。

第2目の庁舎管理費では1,649万7,402円の支出となっております。

第7節賃金では392万9,440円の支出となっておりますが、日常清掃パート4名分と、事務のパート1名、合計5名分の賃金でございます。

12節役務費では80万8,212円の支出となっておりますが、建物・収容品の火災保険料として76万4,998円が主な支出となっております。

13節委託料では1,039万4,370円の支出となっております。これは庁舎内のワックスがけや窓清掃の庁舎清掃委託料、それから法令により実施しております消防設備点検委託料、エレベーター点検委託料、給排水衛生設備検査、清掃委託料などの支出となっております。

20ページ、21ページをお開きいただきたいと思います。

第3款じん芥処理費でございますが、支出済額10億1,249万8,184円、予算現額に対しまして執行率は96.06%、不用額が4,155万3,816円となっております。

2節、3節、4節の人件費、18名分の人件費といたしまして1億7,167万9,208円を支出いたしております。

7 節賃金の 773 万 8,200 円につきましては、環境整備に従事する臨時職員 5 名分の賃金でございます。

12 節需用費において 2 億 7,273 万 1,378 円の支出となっております。これは公害防止用に用いますキレート・活性炭・消石灰等の薬品を購入した消耗品費に 1 億 3,313 万 1,840 円、それから施設稼動に要する光熱水費といたしました 1 億 2,657 万 8,004 円が主な支出となっております。

なお、2,236 万 3,622 円の不用額でございますが、ごみ搬入量が予定より約 2,300 トンほどふえました関係で、発電量がふえまして、その結果として電気代を節約することができまして、その関係で 660 万円、それからその他消耗品費において約 1,470 万円の不用額が生じております。

12 節役務費において 238 万 6,904 円の支出となっております、これはプラントの火災保険料 154 万 2,857 円と、電気事業法に基づいて実施いたしましたボイラーの定期検査や熱交換機等の法定検査の手数料が 55 万 7,760 円、これらが主な支出となっております。

恐れ入ります。22、23 ページをお開きいただきたいと思います。

13 節委託料において 2 億 1,288 万 7,891 円の支出となっております。これはごみ焼却業務委託の 1 億 290 万円、残灰運搬委託の 1,521 万 266 円、環境調査委託の 1,497 万 3,000 円、それから電気設備点検委託の 1,186 万 5,000 円、中央監視設備保守点検委託の 1,743 万円が主な支出となっております。

15 節工事請負費においては 3 億 3,957 万円の支出となっておりますが、これは毎年行っている施設維持整備工事に 3 億 2,844 万円、緊急修繕工事に 1,113 万円でございます、不用額の 987 万円につきましては、予期せぬ故障等の予算でありまして、緊急修繕工事によるものでございます。

恐れ入ります。24、25 ページをお開きいただきたいと思います。

19 節負担金補助及び交付金では 128 万 800 円の支出となっております。これは職員互助組合の補助金 103 万 6,000 円が主な支出でございます。

27 節公課費においては 326 万 5,000 円の支出となっておりますが、これは公害健康被害の補償等に関する法律に基づきまして毎年徴収されます汚染負荷量賦課金の 325 万 6,200 円が主な支出でございます。

次に、第 4 款余熱利用施設事業費でございますが、支出済額 1 億 4,142 万 6,703 円、予算現額に対しまして執行率 96.36%、不用額が 534 万 2,297 円となっております。

2 節から 4 節までのうち職員 3 名の人件費といたしまして 2,962 万 5,301 円を支出しております。

26、27 ページをお開きいただきたいと思います。

11 節需用費では 4,598 万 6,500 円の支出となっております。これはシャンプー類や循環器消耗品等の購入がございまして消耗品費に 671 万 4,119 円、プラントの定期修繕費等で使用いたしますボイラー用の燃料費に 55 万 9,083 円、光熱水費の 3,707 万 101 円が主な内訳でございます。

13 節委託料では 5,798 万 3,127 円の支出となっております。主な内訳といたしましては、受付及び清掃等業務委託の 4,987 万 5,000 円、駐車場整理委託の 88 万 8,000 円、浴槽循環設備点検整備委託料の 248 万 4,678 円が主な内容でございます、受付及び清掃業務委託料につきましては、受付と維持管理業務を委託したものでございます。駐車場整理委託料につきましては、休日の駐車場の整理委託でございます。浴槽循環設備点検委託料につきましては、浴槽の循環システムの点検委託でございます。

恐れ入ります。28、29 ページをお開き願いたいと思います。

15 節工事請負費では 480 万 6,900 円を支出しておりますが、主な内容といたしましては、健康増進法等により大広間の分煙化を図るために喫煙室等の工事を行いまして、喫煙室、マッサージ室設置工



事に435万7,500円となっております。

次に、第5款公債費でございますが、支出済額21億7,816万8,388円、予算現額に対しまして執行率99.99%、不用額が12万5,612円となっております。

1目の元金では17億2,028万8,480円の支出となっております。これは平成3年度に借り入れました建設用地債の償還に4,783万5,903円、平成6年度から平成9年度にかけて借り入れました整備事業債の償還に16億7,245万2,577円を支出しております。

2目の利子では4億5,787万9,908円の支出となっております。余熱利用施設建設事業債として平成12年、13年に財務省と東京都から借り入れた利子の償還に1,607万7,400円、建設用地債の償還に1,023万6,941円、整備事業債の償還に4億3,156万5,567円を支出いたしております。

以上、歳出の合計といたしましては、予算現額36億4,000万円に対しまして支出済額35億7,838万5,930円、不用額6,161万4,070円、執行率98.31%となっております。

31ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額36億5,637万5,000円、歳出総額35億7,838万6,000円、歳入歳出差引額7,798万9,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は7,798万9,000円でございます。

恐れ入ります。32、33ページをお開きいただきたいと思います。

財産に関する調書でございます。15年度につきましては、公有財産のうち土地に変動がございましたので、説明をさせていただきます。

行政財産のじん芥処理施設については、瑞穂町にございます旧ポンプ場跡地について、14年度までは行政財産として管理していたものを、普通財産に用途変更いたしましたことによりまして1,026.14平方メートルの減となります。じん芥処理施設としては3万8,485.95平方メートルとなっております。余熱利用施設につきましては、民有地と公有財産の交換をしたことにより559.42平方メートルの増、決算年度末の現在高が2万768.39平方メートルとなっております。

行政財産としては466.72平方メートルの減、決算年度末の現在高が5万9,254.34平方メートルとなっております。普通財産につきましては用途変更と土地交換の相殺によりまして931.58平方メートルの増、決算年度末の現在高が1,310.14平方メートルとなっております。合計につきましては464.86平方メートルの増、決算年度末の現在高が6万564.48平方メートルとなっております。

なお、建物の決算年度中の増減はございませんでした。

34ページをお開きいただきたいと思います。

物品の調書でございますが、決算年度中の増減はございませんでした。

以上、平成15年度歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。沖倉強監査委員。

○監査委員（沖倉 強） それでは、ご指名をいただきましたので、平成15年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査報告をいたします。

平成15年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る9月27日午後1時30分から、組合会議室におきまして木原監査委員とともに管理者、収入役等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また係数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類等との照合を主眼として実施いたしました。

その結果、審査に付されました決算は、地方自治法その他関係法令に準拠して作成されており、決算の係数についても関係諸帳簿と照合の結果誤りはなく、証書等の保管も適正であるということを確認いたしました。

なお、ごみ処理施設及び住民の福祉の増進である余熱利用施設事業については、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認し、適正に管理されていることを確認いたしました。

また、契約行為及び委託業務等については、業務の見直しもかなり図られているところであるが、さらに効率的な財政運営に努めるとともに、常に適正かつ公生、公明な事務事業が執行され、適正な維持管理のもとに地域住民の付託に応えることを希望し、決算審査意見書といたしました。

以上、平成15年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。何かございませんか。7番高橋議員。

○7番（高橋美枝子） 事務報告書の72ページ当たりだとか、いろいろダイオキシンの値などが出ているわけなのですが、排ガス中のダイオキシンなどについては、基準よりオーバーしているということではないのですが、23区の焼却場と比べるとやはりかなり高いなというふうに思うのですね。都内の焼却場はいろいろ見ますと0.000なんて0が五つも六つもつくような形になっているんですが、その違いというのは何だと思っていらっしゃるかということが1点目です。

2点目なんですが、このダイオキシンの検査なんですが、炉はずっと燃えているわけですが、大体一つの検査というのですかね、それで何時間ぐらいの時間をかけて結果を出しているのかというのが2番目です。

それとあと炉の問題なんですが、炉というか、三つあって、一つが使われていたり、二つが使われていたりということになって、立ち上がりだとか立ち下りというのがわりあいあると思うんですね。それで立ち上がりについては何時間ぐらいで、これも事務報告書の66ページぐらいですか、なんか書いてあったと思うんですが、何時間ぐらいで適正な温度に立ち上がるのかというのが3点目。

それと、今お聞きしましたこのダイオキシンの値だとかさまざまな数値について、インターネットでは公開しているかどうかというのをちょっと伺いたいのです。23区のはみんな、排ガス中のダイオキシンだとか、大気環境中のダイオキシンとか、飛灰だとか、焼却灰とか、それが全部もう一斉に出ているんですね。すぐわかりやすいんですが、ちょっと三多摩の方だとなかなかわかりづらいなななということで、ちょっとその辺が西多摩衛生組合ではどうなっているかというのを伺いたいと思います。

それと5点目なんですが、今のは情報公開についてですね。今、傍聴者がいらっしゃいますが、傍聴者に対して議案の貸し出しなんていうのはできないものだろうかという、それをちょっと伺いたいと思います。

一応以上です。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、高橋議員の御質問に対しましてまず1点目でございますけれども、都内の清掃工場はどうしてゼロが多いのかということなんです、確かにダイオキシンの濃度的な数

値を見ていて、都内の清掃工場はゼロが 10 ぐらいついています。これは当組合は3個ぐらいですかね。

これはもう 10 と 3 でいけば 7 の差があるんですが、これを科学的になぜと言われましても、もうかなりマイクロのまたマイクロの世界なので、なぜゼロが多いのかというのは正直なところ解明できません。

ただハード面で、例えばバグフィルターは同じなのですが、触媒という装置がございますけれども、それが当組合は2段になっています。それが都内の方は3段になっていたり、それから触媒の材質です。かなり開発が進みまして、ダイオキシン用の材質といたしますか、それに対抗できるようなものも入っている。あるいは煙自体を洗浄するとか、こういった設備の違いが確かでございます。

それから、2点目のサンプリングの件ですが、4時間の連続の排ガスをサンプリングいたしまして、測定をして、ダイオキシンの結果が出ております。

それから、3点目の焼却炉を立ち上げる際の時間、温度がある一定温度になるのは何時間ぐらいかということなので、8時間ぐらいかかります。立ち上げてから8時間ぐらい経っていわゆる我々の温度、800度近い温度に上がっていくと、こういったことでございます。

それから、各種の公害データの情報公開でございますけれども、ご指摘のとおりインターネットの方で、組合のホームページの中ですべて詳細なデータが公表されております。それから組合のロビーにございます情報公開のコーナーでもすべて情報公開をしております。

5点目については総務課長の方から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 5点目の議案を傍聴の方に貸し出しできないかという御質問でございますが、私どもといたしましては、この議案の資料はこの議会で審議していただくための資料でございますので、あくまでもこれは議員さん方への資料と考えておりますので、現時点は貸し出し等については考えておりません。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 7番高橋議員。

○7番（高橋美枝子） 関連してなんですが、ダイオキシンの検査、4時間連続してということなんです。とにかく24時間、365日、お正月なんかはちょっとあれなんです。もう本当に長い時間、ダイオキシンがずっと排気ガスから出ているわけなので、この検査をもう少し回数を増やすということは考えられないかということについてちょっとご答弁いただきたいと思います。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） ダイオキシン測定の検査の回数ということでございますが、西多摩衛生組合でのダイオキシン測定は、法律に定められている回数が1回でございます。それに対しまして3炉で年2回、回数的にいけますと年6回の測定を実施して、データも公表しています。

結果としては公害防止規定値を大幅に下回っておりまして、羽村市、瑞穂町の対策協議会等でも一定の評価と理解をいただいております。

それからまた、法的な義務はございませんが、公害防止協定に基づきまして、大気環境中のダイオキシンも年2回、5カ所で測定をして、組合周辺の大気においても環境基準を下回っていると、こういった状況がございます。

むしろ我々としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の技術上の管理ということで、炉内の温度を800度以上に保つ、それからダイオキシンができるだけ生成しないように一酸化炭素の発生を抑

制していくと、こういった基準がございます。

これらにつきましては常時、瞬時に検査というか、監理をして常時監視をしております。その結果も維持管理の基準をきちっと守っているのです、今後適正な維持管理をさらに進めていくということで、現在回数をふやすということは考えておりません。

以上です。

○7 番（高橋美枝子） 結構です。

○議 長（森田昌巳） 8 番門間議員。

○8 番（門間淑子） 関連質問をさせていただきます。今、都内のダイオキシンの測定値が低いというのは、触媒装置を都内の方では3台設置しているからで、西多摩衛生組合は2台だからというようなお話がありました。この2台を3台にすると0が七つぐらいにふえるということなんですか。また3台にもした場合、それが施設上可能なかどうか、そういうことは考えられ得ることなのかどうかお尋ねします。

○議 長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 今、触媒のお話をしましたが、3台ではなくて3段ということなのですが、当組合は2段構造です。

ダイオキシンの削減につきましてはもちろんバグフィルター、それから触媒といった装置の設置は、これはもう最低限必要な設備であります。だからといってその設備をつければゼロがあと10個ぐらいつくのかといたら、こういうぐあいではございません。

ご承知のように、ダイオキシンはごみを焼却する際にいろいろな、燃焼上に発生する温度とか、一酸化炭素とか、そういうふうなものがいろいろ混ざり合いまして複合物として出てきます。したがって、我々としてはできるだけ均一したごみ、要するにかたよらない、均一化したごみを、まず攪拌によってよく混ぜまして、それを燃やしていくと、こういった一つ条件があります。それからあとはもう通常の温度の、先ほど申しました温度管理、それから一酸化炭素の濃度管理、こういった燃焼管理を、やはりその部分をレベルアップというか、技術的に上げていく方がダイオキシン濃度においてゼロが増えていくというふうに考えておりますので、今後その辺の調査研究は進めていきたいと、こういうふうに考えております。

○議 長（森田昌巳） 8 番門間議員。

○8 番（門間淑子） 今の関連質問に対する再質問です。そうしますと、これから衛生組合としてすることは燃焼温度、燃焼の、安定した燃焼にすることとか、炉内の安定化を保つということのようですけれども、そのことでゼロが増えていくかどうかかわからないというお話でしたけれども、増えていくという可能性というのは出てくるのでしょうか。今の触媒装置を1段増やしていくということではなくて、現在の中での技術の向上でゼロが増えていくということは現実的に可能なかどうかお聞きします。

○議 長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） ただいま私の説明したようなことを努力して行って、ゼロがあと7個ふえるかいたら、そうは極端に増えることはございません。ただ、我々としてはできる限りのそういうふうな研究、努力をいたしまして、今よりも一つでもゼロを増やしていきたいと、こういったことで開設当初から職員一丸となって頑張っているところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

○議 長（森田昌巳） ほかにございませんか。

○8 番（門間淑子） 質問です。今の関連ではなくて私の質問です。

(「今の関連ということで聞いてもいいんでしょうか。だったらちょっと伺いたいのですけれども。それとも自分の質問でした方がいいんでしょうか」と呼ぶ者あり)

○議 長(森田昌巳) 質問であれば結構ですけれども。

○6 番(木下克利) 今のおっしゃっているのは、努力されているのはわかるんですけれども、努力していることと結果についての分析がどうなのかということがちょっとよくわからなかったのです。23区においてはそういう方法をとってゼロをすごく増やしている、しかしこちらにおいては違う方法をやっている、その差は何なのか。そして決算を迎えるに当たってその差についてどのように分析されて、今後の方針はどのように考えられているのかということ伺いたいの、今伺っていると、努力しているのがご理解というのですが、ご理解するためにはその科学的な分析がどうなのか、ご担当としてどういうふう考えているのかということをちょっと、もう少しご説明願いたいんですけれども。

○議 長(森田昌巳) 島田管理課長。

○管理課長(島田善道) 努力している結果とその内容なんです、ダイオキシン類の結果を見ていただければ、開設当初から比べると、ゼロが現段階では二つぐらいふえているわけです。ですからただいま私が説明したような内部努力というようなことをどんどん進めた結果、結果としては落ちてきているという現状がございます。

どのような解析ということでございますけれども、具体的な設備の改造面からいけば、できるだけ早い交換をして、公害のそういう対策設備には対応していくと、それからダイオキシン対策では施設の構造の排ガスの流れのルートを変えると、そういうことも実際行っております。そういうふうなことをやった結果、ダイオキシンが下がっていくということになります。それからCO対策ではメーカーと調整をいたしまして、燃焼管理、いろいろ研究をした結果、COの濃度も下がると、こういった結果が表れてきております。

そういった相対的なことの積み重ねにより、平成10年から現在に比べるとゼロが二つ、多いときは三つ、こういった形でふえているという現状でございます。

○議 長(森田昌巳) ほかにございませんか。12番今林議員。

○12 番(今林昌茂) 素朴な質問をちょっとお願いしたいのですが、事務報告の45ページの特別職の職員とかありますが、議会議員の15年度は22名、14年度は12名ですね。この数の下に書いてありますけれども、選出議員の交代によりと、ちょっとこの数の説明をお願いしたいなと思います。

それから、事務報告の35ページなんです、年度別分賦金決算額の推移というのがありまして、青梅から瑞穂までありますが、これは13年度、14年度、15年度とありますけれども、この15年度の決算ですね、分賦金ですけれども、合計が34億4,000万円となっていますが、決算書の方では分賦金が34億2,900万円となって違っているの、その説明ですね。わかりやすくお願いしたいと思います。

○議 長(森田昌巳) 渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺良郎) 初めの事務報告書45ページの議員数の変化でございまして、平成14年度は12名で、平成15年度になりますと22名というふうなふえているわけなんですけれども、これは平成15年に統一地方選挙がございまして、新たに10人の方、2名の方をそのまま当組合の議員さんとして残っていただいたのですけれども、新たに10名の方が交代いたしましたので、延べで22名というふうに記載したところでございます。

○12 番(今林昌茂) 延べ。12名にしたらずいわけ。

○総務課長（渡辺良郎） その辺の表現の仕方をどちらにしようかということで、私ども事務局も悩んだんですけれども、延べの、実際には22名の方が延べになりますけれども、いらっしやったということで、そういうふうな表現にさせていただいたというところで、実はちょっとこれは私どもでも議論したところでございまして、申しわけございませんでした。

次の35ページでございしますが、13年、14年、15年というところで、決算書の分賦金の合計とこの35ページの分賦金の合計額が違うということでございしますが、これにつきましては、恐れ入ります。34ページの分賦金決算という上段を見ていただきたいと思います。これはそこに分賦金収入済額で35億2,282万2,224円とございまして、その下に本年度分の分賦金として34億2,910万円、その下に前年度からの繰越金が9,372万2,224円がございします。

現実的には分賦金が15年度分と前年度分を合わせますと35億2,282万2,224円ございまして、そのうち15年度で充当させてもらった分が34億4,833万155円で、その下の7,798万9,000円につきましては翌年度の繰り越しというふうな形で、大変わかりにくい資料で申しわけございませんが、そのような形になっております。

以上でございします。

○12番（今林昌茂） よくわかりました。どうもありがとうございます。

○議長（森田昌巳） ほかに、2番小池議員。

○2番（小池信一郎） 二つほど。1点は監査報告書の意見書の中に「契約及び委託について見直しもかなり図られている」というような文言が示されていますけれども、できましたらこの見直し、契約、委託等の見直し、15年度の主なところ、改善点、その辺のところを具体的に2～3お示しをいただきたいと思います。事例みたくないものでも結構でございします。

それからもう1点は、フレッシュランドの利用状況が、利用者数が減少しておりますけれども、先ほど事務説明の中で近隣に温泉が、いい温泉ができたのでその影響を受けているのだろうというふうな説明がございましたけれども、そのほかにこの15年度中に何か落ちた原因が、感じるころがあれば、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

その2点をお願いします。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 契約事務の効率化、見直しの点でございしますが、金額的には些細でございしますけれども、例えば窓ガラスの清掃委託を、従前は毎月1回実施していたわけですがけれども、15年度からは年4回にするとか、あるいはエレベーターの点検も従前は12回やっていたんですけれども、年6回というふうなことでございします。それからあと、今年度になりますけれども、契約事務協議会等を開催いたしまして、今後とも契約事務の調査研究をさせていただきたいというふうな形で予定をしているところでございします。

私の方は以上でございします。

○議長（森田昌巳） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫） 私の方から2点目の、フレッシュランドの利用状況が14年度に比較し15年度は落ちてきたのではないかとこの御答弁を申し上げたいと思います。

先ほど総務課長の方から申し上げましたが、そのほかに利用状況が落ちたというのは、やはり13年度につきましては1年目ということで、やはりこの辺興味のある方が多く利用してきていただいたのかなという気がします。2年目になりますとやはりリピーターの方のみのような感じも見受けられます。

それと1年目ということで、1年目、10月に1周年記念事業としまして無料体験を実施しております。そちらの方が2千数百名、2日間で入場がございました。そんな関係から、14年と15年を比較しますとやはり若干違うのかなというような感じでございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 2番小池議員。

○2番（小池信一郎） 1点目、契約委託料のいわゆる合理化、改善、多いに結構、どんどんやっていただきたいと思えますけれども、ひとつサービス低下につながらないように、そういうことにならないようにひとつよろしく願いいたします。

それと、2点目の減った、これはこれからいわゆる1年目の興味本位の、興味本位ではなくても1年目というのは大体お客さんが多いと思うのですけれども、これからはほぼ平準化の推移を繰り返していくという感じで見通されているのか。

それともう1点、その中で、実は瑞穂町にありまして、私もよく高齢者の会合に出席する機会があるんですが、なかなか交通の便がどうも悪くて、なかなか利用できないというようなことをたびたび聞くわけですね。そういった面でそれらのいわゆる対策というか、これもひとつ誘致イベントに合わせて何か足、お年寄り、昼間の入浴者というのを私、お年寄りが大半ではないかと思っているのですけれども、そういった面でやはり車が運転できないとか、自転車で来るのは危ないとか、そういった面で歩いて、徒歩で寄れるというような、ほかの浴場施設を見ますとわりと便利なところにあるのと、そういった面で何か改善みたいな、そういったことを考えられることができるのか、一応これは費用対効果の問題がありますから、なかなか難しいところがあると思うのですけれども、事実瑞穂町のお年寄りなんかはなかなか、ちょっと行きたいんだけど行きにくいんだよな、遠いんだよなというふうなやはり話も聞きますので、それでそういう話もちちらの方に入っているかどうかちょっと伺いたいんですけれどもね。

○議長（森田昌巳） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫） まず1点目の、利用客が平成15年、16年、もう1年目も過ぎたので平準化していくのかどうかという御質問でございますが、こちらの方もやはり浴場施設、近隣にもかなり大きなものが建ってきております。

ことしの利用、後ほど全協の中でも御説明申し上げますが、実際問題として減少してきているというのが実態でございます。こちらは方は昨年、大変な冷夏でございました。今年は大変な猛暑ということで、季節変動もかなり影響されるのかなということで、私どもも3周年記念事業ということでイベント等を設けまして、集客力をふやすようには努力しているのですが、なかなかその辺まではちょっと、今後の見通しとしましては努力はしていきたいというふうに考えております。

2点目の年配者といいますか、足、バス等の運行ということでございますが、瑞穂町さん、あるいは羽村市さん、現在、瑞穂町さんの方につきましては福生病院に行く市内循環バス、そちらの方が日に何回かうちの方に行く途中、また帰りに立ち寄っていただきまして、足の確保というのはございます。また羽村市さんにつきましても市内循環バスがうちの方に立ち寄っていただいて、そちらの方で年配者が来ているというような実態がございます。

組合自身でバスを運行してとなりますと、やはりその辺の費用対効果という意味からしますと、ちょっと問題が出てくるのかなという気がしております。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 2番小池議員。

○2 番（小池信一郎） よくわかりましたけれども、一つは平準化していくのならいいんですが、浴場の施設の利用者、また体育施設がありますけれども、特に浴場、フレッシュランドに関しましては今年は何枚券を出したりしていろいろやっていますので、その効果にひとつ期待していますというのと、それから足なんですけど、これは全く取り上げられるかどうか、とてつもない考えかもしれませんが、モールのバスをうまくタイアップして、それでどっちみちやはりみんなモールの、商圏の人たちばかりですから、話しても無駄はないのではないかなと、損はないのかなと、だめでもともとと、そういうようなこともありますので、うまく乗っかれないものかなと、人のそういった意味では利用できるすきもあるのではないかなと思っているんですけども、それもまた提案でとめます。よくわかりました。

○議 長（森田昌巳） 11 番松山議員。

○11 番（松山 清） 1 点だけ。事務報告書の 70 ページに関してなんですけれども、ごみの燃焼カロリー、これがごみ質にかかわってきて、設定値では 2,000 キロカロリーに、これは下がってきてはいるんですけども、これは全体的でどういうふうな形でとらえればよろしいんですか。ごみの熱が下がってくる、その辺の仕組みというか、どの辺まで下がっても大丈夫なのか、そんな点までちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長（森田昌巳） 加藤業務課長。

○業務課長（加藤一夫） ごみのカロリーということで御質問でございますが、まずうちの方の焼却炉、建設する際に、やはりごみカロリーというのは燃焼管理に非常に大切だということで、設計の段階で決められております。低質ごみといいますか、一番低いごみで 1,100 カリリーから最高で 2,800 カリリー、標準ごみで 2,000 カリリーというような形になってございます。その範囲内でしたらどんなごみが来ても同じようにも燃せると、燃焼できるというような形でございます。

ここに載っております 1,596 カリリーでございますが、こちらにつきましては前年度に比較して若干下がっておりますが、適正なごみのカロリーではないかなというふう感じております。

以上でございます。

○12 番（松山 清） わかりました。

○議 長（森田昌巳） 回数は、項目は自由ですから、なるべく議事運営、効率よくするために一度でお願いします。6 番木下議員。

○6 番（木下克利） ありがとうございます。

ごみの搬入について伺います。構成市町における搬入されているごみ質というのはどのように把握されていて、その差はどれくらいあるのか、そしてその差に応じて西多摩衛生組合が受ける影響というのがあると思うんですけども、これについて各搬入されるごみ質についての内容についての各構成市町に対する依頼というのはもししていればちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○議 長（森田昌巳） 加藤業務課長。

○業務課長（加藤一夫） 各構成市町のごみ質というようなお話でございましたが、西多摩衛生組合には 1 日平均、これが 365 日となりますと 200 トンのごみが入ってまいります。月曜日ですと約 470 トンぐらいのごみが入ってくる計算になります。

その中で構成市町別にごみ質を分析はしておりません。ピットに入りましたごみ、これは構成市町、あるいは一般のごみ、こちらの方、まとめてやっております。なぜかと申しますと、やはりごみ質を分析するにはよく攪拌されたごみでないと平均的なカロリーが出ないということもございまして、構成市町別のごみが入ってくるということはございませぬので、構成市町別の比較はできないという



ふうなことでございます。

全体のごみ質はやってございます。こちらの方は事務報告書の 69 ページの方に掲載してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長（森田昌巳） 6 番木下議員。

○6 番（木下克利） ここで 69 ページに確かに出てはいるんですが、構成市町においてのごみの均質化というのを実施していかないと、ここにおいての分析をしても解決の道ができないのではないかと申うんですね。

そういったしますと、各構成市町のごみ質を均質化するということを西多摩衛生組合側から構成市町に求めていく、具体的に述べれば、分別の方法やごみの収集の方法等この 3 市 1 町で同じような基準でやっていくということを目指すということが西多摩衛生組合におけるごみの処理の効率化につながると申うんです。もう一ついえばごみの収集袋についても同一なものを使い、同一な額にするということでもさらにごみの効率的な処理ということができるようではないかと思ひますが、その点について 15 年度ご検討されていれば具体的にご答弁をお願いします。

○議 長（森田昌巳） 須田事務局長。

○事務局長（須田進午） ただいまの構成市町でごみの均一化というご質問でございますけれども、確かに先ほどの熱の、燃焼管理をするためにカロリーが大事だということで、攪拌を非常に大事に、重要だというふうに認識しております。したがいまして、構成市町においてそうしたところの分別が徹底されるということがやはり大事であるというふうに考えております。その辺につきましては、担当部課長会議もございまして、以前からそういった形ではお願ひをしておりますし、構成市町でも十分承知はされております。

ただ、今、例えが出ましたごみ袋の統一化という点につきましては、ちょっと新たなことでございまして、また今後そうしたことが可能かどうか検討していきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○6 番（木下克利） ありがとうございます。

○議 長（森田昌巳） ほかになければ、3 番大坪議員。

○3 番（大坪国広） 1 点だけお伺ひします。お風呂の施設の件で、以前よく利用する方から非常に日中行きますと汚れが非常に目立つというのです。多分これは太陽の光線の関係で非常に、それを見たら二度と考えちゃうねというような意見を、率直にありまして、私は早速電話を入れたはずなんですが、その後それがどういうふうに改善されたのかということをお伺ひいたします。

○議 長（森田昌巳） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫） うちの方のフレッシュランドのお風呂のお湯と申ひますか、そちらの方が汚れているというお話、確かに大坪議員の方からもいただいたんですが、私どもの方のフレッシュランドのお湯でございますが、まず週に最低 3 回、月、水、金、場合によっては土曜日、これは利用人員によるんですが、半分交換、あるいは全量交換、このような形で多いときには週に 4 回交換しております。そのような関係から、水がきたないというようなことはございませぬ。それはほかの施設に比べていただきますと、うちのきれいさというのわかるかと思ひます。

ただ、白曝湯というのが大浴槽の中に、白い気泡状の泡を出して入るお風呂があるんですが、そちらの方、やはり若干泡が本当に小さい、微粒子状なものですから、そちらの方、髪の毛なんか落ちてしまいますと若干髪の毛なんかがついてしまうというのがありまして、まだ機能的な部分で、そちらの方で若干きたないという御意見がございまして。今現在は、そちらの方も直ってやってございま

す。

それとやはり光線の関係というのは非常にあろうかと思えます。ほかの施設に行きますと、余り日当たりのいいところにはないんですね。それで室内全体が暗い雰囲気になっていますので、余り目立たないというのがございますが、うちの方は非常に明るい雰囲気をつくってございますので、そちらの方で若干そういう、太陽光線に向かって斜めに見ますと浮いているように見える部分というのはあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 3番大坪議員。

○3番（大坪国広） おっしゃることはよくわかったのですが、その方の意見だと、少し水を常に出しておく、そうすると当初の汚れというのは自然と流れるものだから、そういう回転ができないのかなということを具体的に言われたものですから、今の話の方でそういう汚れはもうないのだというのであるならば結構です。

○議長（森田昌巳） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号、平成15年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

2時50分まで休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（森田昌巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第6号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第6号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、近年の核家族化の進行やボランティア意識の浸透など社会状況が変化していることから、これに対する新たな特別休暇を加える必要が生じたため、条例の一部改正をするものであります。

改正の内容ですが、条例第17条第1項に規定する職員の特別休暇に、小学校就学前の乳幼児を看護するための「子の看護休暇」、骨髄移植のため骨髄液提供希望者として登録する場合及び骨髄移植のための検査等を行うための「ドナー休暇」並びに災害による被災者支援、高齢者及び心身等に障害のある方の支援を行うための「ボランティア休暇」を追加するものであります。

なお、この条例は平成16年12月1日から施行しようとするものであります。

改正の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。付属資料でございます新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

本案は、職員の特別休暇につきまして、子の看護休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇を新たに加えようとするものでございます。

まず、子の看護休暇でございますが、仕事と子育ての両立を図るための環境整備の観点から新設しようとするものでございます。

その内容は、心身が未発達で疾病の際に、親による看護を必要とする小学校就学前の乳幼児について、職員がその看護にあたらざるを得ない場合で、その子の看護のために勤務しないことが相当であると認められる場合に、1暦年、つまり1月1日から12月31日までの間に5日以内の特別休暇を付与しようとするものでございます。

次に、ドナー休暇でございますが、白血病等の血液難病の有効な治療法である骨髄液の提供者、いわゆるドナーとなることは、広く不特定の患者に対する提供行為とみることができ、公に対する貢献性が認められるものでございます。ドナーとなりやすい環境の整備を図る観点から新設しようとするものでございます。

その内容は、骨髄液の提供希望者として登録を行う場合及び骨髄移植のための検査、入院等を行う場合、それぞれについて必要な期間を特別休暇として認めようとするものでございます。

次に、ボランティア休暇でございますが、職員がボランティア活動に参加することは、行政とは異なる側面から市民生活に触れることとなるなど視野を広め、ひいては行政面でもよりよい効果をもたらすものでございます。

ボランティア休暇につきましては、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の被災地において、ボランティアが活躍したことを契機として、その意義、必要性についての認識が社会に浸透するとともに、高齢社会に対応するための活動の一つとしての重要性が認識されております。こうしたボランティア活動に参加しやすい環境整備を図る観点から、新設しようとするものでございます。

こうしたボランティア休暇の対象となる活動は、従来からボランティア活動に関し、広く社会一般に認められている被災者・障害者・高齢者等に対する援助活動に参加する場合として、1暦年に5日以内の特別休暇を付与しようとするものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は平成16年12月1日から施行しようとするものでございます。

以上をもちまして西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。2番小池議員。

○2番（小池信一郎） ボランティア休暇についてなんですが、今回の新潟中越地震、発生して職員の方でもボランティアに行かれて、被災者の方に感謝されているんじゃないかと思っておりますけれども、これは12月1日以前、現在ボランティア休暇という形ではどんなような形で今まで処理されていたんでしょうか。

それから、職員の方で、これは参考、これと直接は関係ありませんけれども、新潟中越にどの程度参加されたのか、ちょっとお伺いします。

○議 長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 今までにボランティア休暇の取得状況というか、そういうことでございますが、今までに当組合ではそうした申請等はございませんでしたので、実績はございません。

以上でございます。

○議 長（森田昌巳） 4番大西議員。

○4 番（大西英治） 今、ご説明をいただきましたこの改正点、私もボランティア休暇について確認をさせていただいたんですが、2番で「国や規則で定める」となっておりますので、その中で細かく定めてくると思うんですが、今説明のあった災害、高齢者、障害者、この範疇にとどまるのか、これが明記されるのかどうか、明記されずに「ボランティア休暇」となりますと大変幅が広い。今ご説明のあった3点に絞られるのかどうか、確認をさせてください。

○議 長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） このボランティア休暇につきましてでございますが、基本的には人事院規則に基づいて定めたものでございまして、一つには大西議員さんがおっしゃられたとおり、災害救助法に基づくボランティアと、それからあと身体障害者療護施設、あるいは特別養護老人ホーム等で、その施設でボランティアという形で受け入れている場合にはそれもボランティア活動というふうに定めるようになっているようでございます。

以上でございます。

○議 長（森田昌巳） 4番大西議員。

○4 番（大西英治） ようはこの細則の中で、規則の中でその範疇を明記するのかどうか、しないでこのままボランティア休暇としていってしまうのかどうか、それを確認しているんです。

○議 長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 大変申しわけございませんでした。これにつきましては規則で定めるつもりでございます。申しわけございません。

○議 長（森田昌巳） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田昌巳） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第7号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） それでは、ただいま議題となりました議案第7号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員災害補償法及び施行規則の一部が改正されたことに伴い、一部改

正をするものでございまして、既に青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、その他の構成市町の議員さんが加入しております東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の条例につきましても、この法改正を受け一部改正が行われたところであります。またその他非常勤の職員の公務災害補償等につきましても各構成市町ごとに一部改正が行われております。

当組合といたしましても、根拠法令の改正に伴い、条例の一部を改正させていただこうとするものであります。

改正の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。付属資料でございます新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第 31 条は罰則に関する規定でございます。補償の実施機関や審査会等が報告や文書の提出、出頭または医師の診断書を命じた場合、こうした規定に反し応じない者に対する罰金の限度額を「10 万円以下」から「20 万円以下」に引き上げようとするものでございます。

次に、第 12 条の傷病補償年金に関する表でございます別表第 1 の表の下欄に記載があります備考中の「別表第 1」の表記を「別表第 2」に改めようとするものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は平成 16 年 12 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上をもちまして西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部の改正する条例の細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 7 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第 8 号及び議案第 9 号の 2 件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 8 号、平成 16 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）及び日程第 7、議案第 9 号、平成 16 年度西多摩衛生組合に係る経費の

組合市町分賦金の変更についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま一括議題となりました議案第8号、平成16年度西多摩衛生組合組補正予算（第1号）及び議案第9号、平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第8号、補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,500万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億3,500万円に変更しようとするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳入で諸収入における肉骨粉焼却受託金の増額、また繰越金の確定額を計上し、分賦金との相殺をさせていただいております。

歳出につきましては、人件費の人事配置による相殺と、臨時職員の社会保険・労働保険加入による増額、需用費、委託料、工事請負費等の実績に基づきます経費の減額、受入計量器用パソコン導入等の新規計上分との相殺でございます。

次に、議案第9号、平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

本件につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算（第1号）に基づきまして分賦金の総額を1億291万2,000円減額いたしまして34億7,465万4,000円に変更しようとするものでございます。

なお、本議案第8号及び第9号の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、平成16年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明させていただきます。

初めに、議案第8号、平成16年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総則でございます。第1条は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,500万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億3,500万円といたそうとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の総額は第1表歳入歳出予算補正によるものといたそうとするものでございます。

第2条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表によるものといたそうとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、第1款分賦金は1億291万2,000円減額いたしまして34億7,465万4,000円といたそうとするものでございます。

第4款繰越金は6,798万9,000円増額いたしまして、7,798万9,000円といたそうとするものでございます。

第5款諸収入は992万3,000円増額いたしまして、1,536万1,000円といたそうとするものでございます。

以上、歳入合計は2,500万円減額いたしまして、36億3,500万円といたそうとするものでござい

す。

次に、歳出でございます。

第2款事務所費は49万6,000円増額いたしまして、2億2,628万9,000円といたそうとするものでございます。

第3款じん芥処理費は2,334万円減額いたしまして、10億7,031万5,000円といたそうとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は64万3,000円減額いたしまして、1億3,240万円といたそうとするものでございます。

第6款予備費は調整でございまして、151万3,000円減額いたしまして542万3,000円といたそうとするものでございます。

以上、歳出合計は2,500万円減額いたしまして、36億3,500万円といたそうとするものでございます。

次に、第2表債務負担行為でございます。平成16年度から17年度の焼却灰搬出設備改良工事の限度額を3億円とし、期間を平成16年度から平成17年度にいたそうとするものでございます。

恐れ入ります。4、5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書でございます。5ページの歳入についてご説明申し上げます。

第1款分賦金は、1億291万2,000円減額いたしまして34億7,465万4,000円といたそうとするものでございますが、詳細につきましては後ほど説明申し上げますので、ここでは省略させていただきます。

第4款繰越金、6,798万9,000円増額いたしまして7,798万9,000円となりますが、これは15年度からの繰越金でございます。

第5款第2項1節雑入、992万3,000円の増額でございますが、主な内容といたしましては肉骨粉焼却受託金974万5,000円で、12月までの肉骨粉の搬入量を約416トンと見込みまして計上いたしましたものでございます。

以上、補正額の合計を2,500万円減額いたしまして、歳入合計額を36億3,500万円といたそうとするものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

第2款事務所費は49万6,000円の増額でございますが、主な内容といたしましては第2節から第4節まで、人事異動に伴います人件費を精査いたしましたものでございます。

また13節の委託料13万7,000円は、17年度の職員採用にかかわる試験委託料を新規に措置いたしましたものでございます。

第3款じん芥処理費は2,334万円の減額でございます。主な内容といたしましては、第2節から第4節までの人件費で984万3,000円の減額、これは人事異動に伴う減額でございます。

第11節需用費2,310万円の減額は、公害防止薬品等の減額で、これまでの薬品の使用実績に基づきまして積算いたしましたものが主な内容でございます。

第13節委託料では348万2,000円の増額でございますが、減額分としては環境調査委託等の契約差金でございます。

恐れ入ります。8ページをお開きいただきたいと思います。

計量器ソフト変更委託料840万円の増額でございますが、これは当初の計画では既存のシステムを

改良する計画でございましたが、集計事務についての構成市町からの要望を取り入れまして、構成市町の事務の効率化に対応できるシステムとするための増額でございます。

第15節工事請負費1,658万円の減額は、契約差金によるものでございます。

第18節備品購入費、計量器システムの変更に伴い、既存のパソコンでは対応できないため、新たにパソコン等を購入いたそうとするものでございます。

第4款施設運営費は64万3,000円の減額でございます。主なものといたしましては、第7節の賃金51万1,000円の減額は、再雇用職員の1名退職によるものでございます。

第8節の報償費3万2,000円は新規計上で、フレッシュランド西多摩開設3周年記念事業での記念品代でございます。

第13節委託料95万7,000円の減額は契約差金が主でございますが、汚水管清掃委託料41万6,000円はフレッシュランドの汚水管の清掃委託を新規計上したものでございます。

第18節備品購入費50万7,000円は、コインリターン式の傘立てを購入いたしまして、傘の盗難防止に役立てようとするものでございます。

恐れ入ります。10ページをお開き願います。

第6款予備費、151万3,000円の減額は調整でございます。

以上、補正額の合計を2,500万円減額いたしまして、歳出の合計額を36億3,500万円といたそうとするものでございます。

恐れ入ります。14ページをお開き願います。

これは債務負担行為に関する調書でございます。平成16年度に設定いたしました焼却灰搬出設備改造工事の限度額を3億円、期間は16年度から17年度、財源内訳といたしまして工事費3億円のうち2億4,500万円を地方債で、残り5,500万円は一般財源で措置いたそうとするものでございます。

以上で平成16年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

引き続きまして、分賦金の変更についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案第9号をご用意願います。議案第9号、平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。2枚目にございます付属資料をごらんいただきたいと思います。

平成16年度補正予算の分賦金算出根拠となります構成市町の人口とごみ搬入量について説明申し上げます。基礎数値といたしまして表2、人口割比較表で構成市町の人口は平成16年10月1日現在の人口を採用いたしまして、全体で511人増加し、29万4,347人で確定させていただきました。

構成市町別に申し上げますと、青梅市は428人増加いたしまして14万848人、負担割合は47.85%、福生市は65人減少いたしまして6万1,850人、21.01%、羽村市は142人増加いたしまして5万7,076人、19.39%、瑞穂町は6人増加いたしまして3万4,573人、11.75%の負担割合となっております。

次に表3、ごみ搬入割合比較表でございますが、構成市町別に申し上げますと青梅市が3万3,400トン、負担割合は45%、福生市は1万5,400トン、20%、羽村市は1万4,500トンで19%、瑞穂町は1万1,700トンで16%の負担割合と見込みまして、合計7万5,000トンと見込んでおります。

このような状況をご確認いただきまして、表1の分賦金比較表について説明申し上げます。

ただいま申し上げました人口割合、ごみ搬入割合の基礎数字の変化の各項目を補正をいたしまして、構成市町の分賦金を積算いたしたところでございます。

この積算結果から平成15年度からの繰越金を差し引いたものが16年度分賦金でございまして、



構成市町別に申し上げますと、青梅市が4,661万7,000円減額となりまして16億1,530万2,000円、福生市が1,868万3,000円減額となりまして7億2,950万7,000円、羽村市は1,972万円減額となりまして6億6,882万3,000円、瑞穂町は1,789万2,000円減額となりまして4億6,102万2,000円となります。

補正額は1億291万2,000円減額いたしまして、変更後の分賦金の合計額を34億7,465万4,000円といたそうとするものでございます。

以上で平成16年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)と、平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(森田昌巳) 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。9番舩木議員。

○9番(舩木良教) 第8号の補正予算についてなんですが、2点ほどお願いいたします。

ページ数で予算書の8ページでございまして、説明の欄にあります計量器ソフト変更等委託料ということで840万円ほど増額されておりました、構成市町の要望も取り入れて事務システムの効率化を図るといふようなことですが、もうちょっとこれはどのようなことなのか、具体例がございましたらお教えいただきたい。

もう1点は、その下の節15の工事請負費ということで1,658万円ほど金額が上がっていますが、減額ですね。契約差金ということですが、これは不用額、金額が大きいものですから、この内訳をもうちょっと教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長(森田昌巳) 島田管理課長。

○管理課長(島田善道) 1点目の委託料の計量器ソフトの変更でございますけれども、組合の計量システムの変更に伴いまして、実は構成市町の事務担当者とは数回にわたり協議を重ねてまいりました。

その結果、構成市町で行っているごみ手数料の徴収事務や、より詳細な業者別のごみ搬入量の把握と、そういったようなことが可能であるデータがいただけないかということで、システム変更していただきたいという要望がありました。

これに対しまして、現状の組合における収集システムの現状については、我々の方としては分賦金の負担割合の算出基礎となる構成市町ごとの地区別のデータ、あとは家庭系ごみと事業系ごみというごみの区別のデータ、この2種類があれば余り支障がないということで、従来からこの2種類の区分けの仕方のシステムになっておりました。

これを構成市町の方の要望を取り入れて、手数料料金の徴収事務に反映するためには、地区別、それから区分別のほかに業者別というようなすべてのデータをシステムに加えるということをしなないと、なかなか対応できないということでございまして、今回、業者別情報のすべてを加えるソフトや、請求事務に使用するための情報をデータベースで保存するというようなソフトを含めてシステム化をしていくということで、800万円の増額補正ということでございます。

このシステム変更によります効果といたしましては、従来構成市町における請求事務の対応といたしましては、6段階ほどの手続きを踏んでやると請求書が相手に届くと、こういった状況でございました。例えばマニフェスト伝票の読み合わせや仕分けをする作業とか、それから構成市町への電算へのデータ入力、それからそれが誤っているかどうかの確認と、それから納付書を発送して

請求事務にいくと、こういった流れがありますので、この6段階のうちの4段階ほどが当組合の収集システムの変更によって合理化がなされると、こういった効果があります。

それから、2番目の工事請負費の関係でございますが、実は平成16年度より組合の積算業務の技術支援ということで、第三者機関に積算のチェックをしていただきまして、適正な設計書の作成に努めているところでございますが、平成16年度の工事予想については、5項目ほどの見直しを実施いたしました。

結果として、従来の方法と積算した場合との比較としまして、設計金額において約1,000万円ほどの支援効果がございました。これによりまして随契をいたしました1、2、3号炉及び共通設備の4件の予定価格も設計金額の精査により下がりましたので、支援効果も含めて約1,400万円ほどの契約差金が生じました。

2点目は、従来よりご指摘がありました、できるだけ入札ということの側面もありますので、従来随意契約となっておりましたクレーンの定期補修工事、それから共通設備の中の一部なんです、脱臭装置の活性炭の交換工事、この2件を16年度で入札により実施をいたしました。この結果として約217万円ほどの契約差金が発生したこと、これらを今回減額補正をさせていただきます。こういったことでございます。

以上であります。

○議長（森田昌巳） 7番高橋議員。

○7番（高橋美枝子） 3億円のエコセメントに対応する工事が行われるというようなことなんです、私はエコセメントという形というのはやはり問題があるのではないかというふうには思っているのですが、そういう中で市原の工場で事故があったと、11月2日にあつて、それが市に報告されたのが11日ですか、というようなことで、なかなかそれがどういう事故だったのかなんていうこともホームページを見ても、会社からのそういう説明もないし、一体どういうことなんだということがあるわけですね。

その事故のどんな事故だったか、原因はどうだったのか、その報告が遅れた、それは何なのかということですね。今、原因究明についてはどのような状態でなされているのかというようことなどなどについて、こちらが知っていることをしっかりと教えていただきたいんですね。

エコセメントというのでみんないい、いいと言って褒めたたえられているわけなんです、このような事故が起こってしまっている。これからも何が起こるかわからないという場合もあるわけなんです、そういう場合、方法としてやはり少しは、少しはどうか、こういうことがあったらやはりこれはストップせざるを得ないとか、そういうようないろいろな問題については検討されたかどうかということについてもお伺いしたいと思います。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） エコセメントの関係ですけれども、エコセメント施設につきましては、その内容というか、そういう運営はすべて広域の一部事務組合の方の対応となっておりますので、当組合に直接細かい情報がございませんので、把握しておりません。

それから、具体的な事故のときの検討というお話ですけれども、今現在もそうですけれども、当組合の焼却灰を搬出するためには、例えば台風になったとか、そういうふうなときには必ずもう広域処分組合の方からきょうは受け入れをしませんという通知がくるだけでありまして、当組合としては広域処分組合の支持に従って受け入れをする、しない、そういう指示に従うということだけでありまして、特段な事故を想定した検討はしておりません。

○議 長（森田昌巳） 7番高橋議員。

○7 番（高橋美枝子） なんていうんでしょうね。一部事務組合だからだとか、あと市原セメントは民間だからという理由でこういう事故を見逃ごしにしているということは、市民としては非常に不安ですよ。今後、まだ今までやられていないような事業を展開していくのに、そこで起きた事故という問題を非常に小さく扱って、とにかく今は情報公開の時代なのに、情報も公開されないという中で、この事業がどんどん進んでいくというのは非常に心配なんです。こちらの西多摩衛生組合と三多摩の方の関係でも、向うから指示があったらその指示に従うだけではなくて、やはりきちっといろいろな部分で情報を入手して、そこでもきちっと判断できるような、そういうものはないんでしょうか。伺います。

○議 長（森田昌巳） 須田事務局長。

○事務局長（須田進午） 三多摩地域廃棄物広域処分組合の方からも情報を西多摩衛生組合が入手をして判断をすべきではないかというご質問だと思いますけれども、先ほど管理課長からお答えしましたとおり、西多摩衛生組合ではただいまのご質問の件につきましては特段聞いてございません。

したがって、そういった検討をしてないということですが、向うの広域処分組合も特別地方公共団体である一部事務組合、こちらの西多摩衛生組合も同様の別の独立した団体でございますので、その辺につきましては、連絡いただけるものは、情報交換というのは非常に大事だと考えておりますので、いただけるものはもちろんいただくように日ごろからそういうお願いですか、そうしたことは、協力し合うという点ではもちろん積極的にやっていきたいと考えておりますけれども、いただいてないという状況で現在に至っております。その点についてお答えとさせていただきます。

以上です。

○議 長（森田昌巳） 7番高橋議員。

○7 番（高橋美枝子） 今は三多摩の方の処分組合と西多摩衛生組合の関係で、向うが知らないからこっちも知らないというようなお答えだったんですが、西多摩衛生組合としてこの市原の事故について、情報を入手するという努力は全くされなかったのか、一生懸命情報を入手しようとしたけれども、それが得られなかったのかどうか、ちょっとその辺をはっきりさせてください。

○議 長（森田昌巳） 須田事務局長。

○事務局長（須田進午） 同じ答弁になりますけれども、やはり独立した団体ですし、私の方としましては、先ほど言いましたように特別にその市原の情報につきましては聞いてございません。そういう現状でございます。

以上です。

○議 長（森田昌巳） 1番木原議員。

○1 番（木原武雄） 1点お伺いしますけれども、債務負担行為3億円ということで計上しておりますが、16年度から17年度という期間になっているんです。しかしながら、これの工事費の予算計上がしてないわけですが、これは何か特別な理由があってこういうふうになっているか。また前者がああいうような発言をされたということで、慎重を期しているのかどうか、そういった点でお答えを願います。

○議 長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 今回、ここで補正予算で債務負担行為を設定させていただきましたのは、工事の期間等が17年度、4月早々から設計、施行に着工していただかないと工期的に平成18年4

月1日に間に合いませんので、今年度中に業者だけを決定をさせていただきまして、それで実際の工事は17年度当初から初めていただきますので、工事費の計上は17年度の当初で計上させていただくという予定になっております。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 1番木原議員。

○1番（木原武雄） 再質疑しますけれども、いわんとすることはわかるんですけども、我々が議会で認めるわけですから、来年度のことをあらかじめそういうことで、債務負担行為ということで、ことし発生もしない予算計上ということで、何となくしっくりいかないんですよ。そういう点でのやはり見解というものははっきりしておきませんか、もう私ども困ったなというふうに思っているんですけども、そういったことでどういうふうな見解なのか、きちっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 説明不足で申しわけございませんでした。

先ほど申し上げましたように、17年度早々から着工していただくということで、今年度中に業者と契約行為をさせていただきたいということで、それでその契約行為につきましては、予算の措置がございませんとできませんので、16年度では、17年度から工事債務についての契約だけをさせていただきまして、2月の議会に、3億円の工事でございますので、議会同意が必要でございますので、ここで債務負担行為を承認をいただきましたら、今後1月ぐらまでの間に仮契約をさせていただきまして、その仮契約を2月の議会で議案として、契約同意という形の議案を提出させていただきまして、議会で承認いただいて、正式な契約に入って、それを3月中に正式な契約を実施すると、実際に工事に入りますのは17年度になりますので、工事の予算としては17年度の当初予算に計上させていただくという、事務的な、事務手続き上の措置でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森田昌巳） 1番木原議員。

○1番（木原武雄） 3回目でございますけれども、ちょっとね、予算執行が17年度にもかかわらず債務負担行為は実際には発生しないわけですよ。17年度に始まるんだろうと思うんです。だから契約というのは実際、来年の2月に、1月かどうかわかりませんが、するわけですよ。その契約をするに当たって当然やはり財源がなければ困るということで恐らくそういう措置をするんだろうと思うんですけども、これはやはりそういったものは自治体の団体等ではよく用いられる、そういう方法なんですか。それを確認します。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 当組合でも過去に、余熱利用施設ですとかいうふうな場合にもやはり債務負担行為という形で予算措置をさせていただいているところでございます。また他の自治体においてもこういう債務負担行為という予算行為は実施されていると思います。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 8番門間議員。

○8番（門間淑子） 質問いたします。債務負担行為についての質問ですが、25日の全協に出された資料も見ながらの質問になります。質問項目がかなりあるんですけども、あらかじめ議長の方をお願いしておきたいんですが、飛灰に関する質問のジャンル、ジャンルとしては飛灰に関するもの、それから事実上の施設内改修に関する技術的な分野と二つのジャンルに分けて質問したいので

すが、議長、よろしいですか。たくさんありますので2回に分けますが、よろしいでしょうか。1回にぱっとやってしまいますか。

○議長（森田昌巳） 一度にお願いします。

○8番（門間淑子） では一気にいきますので、お答えの方もメモをしますのでゆっくりお答えください。

まず、組合対応についての資料を見てみますと、ジェットパック車が3往復しかできないと、したがって、3トン残るんだというようなお話でした。しかしジェットパック車は2台使うわけですから、普通で考えれば2台2台の4往復4台分というふうになるわけですが、これが3台しか往復できない、3往復しかできないというその理由ですね。それはなぜなのでしょう。

衛生組合からこのジェットパックに飛灰を入れていくのは約1時間というふうに言われていますけれども、日の出のエコセメント工場に行って、ジェットパック車から工場内へバキュームしていく時間というのはどれぐらいなのでしょう。

それから、この3トン残った分と、エコセメント工場が休んだ場合の、年間それが610トンぐらいは薬剤処理をして、一次埋立て対応で考えているというふうに広域処分組合から言ってきたというふうにここに書いてありますが、この一次埋立てということはどういうことを指して処分組合はこういうふうに言ってきたのか、確認されているのでしょうか。

それから、飛灰搬入というのは多摩地区では西多摩衛生組合と町田市になりますけれども、今回町田市は同様の3往復というような形になっているのかどうか、どのぐらいの往復なのか、全量を当日のうちにエコセメントの工場に搬入できるようになっているのか、こういうような3トンだけ余るというようなことは起きているのかどうかですね。

それから、こういうように3トン余るのだと、したがって、それについては薬剤処理をして一次埋立てに回さなければならないのだというようなことになるということがいつわかったのでしょうか。どのぐらい前にわかったのでしょうか。

これはちょっとずつ残っていくということで、完全な処理形態とは言えないと思うわけです。したがって、薬剤処理と二重の処理形態を持つわけですが、こういうような処理形態について、広域処分組合と何らかの協議をなさったのでしょうか。

それから、飛灰は町田市と西多摩衛生組合ですけれども、ほかのストーカー炉の焼却灰の搬入、飛灰の搬入についてこういうような1日対応、限定対応で残量が出ているような衛生組合はあるかどうか、そういうところではどういうような対応をしているのか、おわかりでしたらお答えください。

それから、解体についてです。この図面、解体の手順ですね。これはどういうふうに行っていくのか。その場合、恐らく飛灰の拡散がちょっと心配されるわけですが、そういうような安全対策といいますか、粉塵対策といいますか、そういうようなことはどういうふうに行われているのでしょうか。

それから、解体されたバッファータンクですか。5トンから10トンに変わるわけですが、解体された5トンのバッファータンクの処理はどういうふうになされていくのか、どういう指定を受けてどこへ、どういう方法で搬出されて処理されていくのでしょうか。

先ほども言いましたが、解体済みの飛灰処理というのは、バッファータンクは1個ずつ多分取り換えられると思うんですね。片方だけが生きていくわけになるわけで、2年間の工事ということで、この間の飛灰貯蔵層は二つあるわけですね。それまでは広域処分組合へ薬剤処理して埋立

とするわけですが、バッファタンクが5トン1個になってしまうわけです。そういうようなときの焼却の手順ですね。どういふ流れになっていくのか、二つあるものが一つ減るわけですから、どういふふうに進められていこうとしているのかお尋ねします。

○議長（森田昌巳） 3時55分まで休憩いたします。

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（森田昌巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番木原議員。

○1番（木原武雄） 議事進行でちょっとお話ししたいんですけども、8番議員が質問ということでいつも質問しているんですけども、質問というのは意見や何か述べていいということになりますので、質疑と質問は分けてやはりちゃんと精査してもらわないと、言っている方は質問だから勝手に、勝手にという失礼ですけども、意見等を述べているということになると思うんです。

議長の方でそういうふうなことをお許しになりますと、際限のない意見等が出てくる可能性がありますので、その辺どういふふうにお思いになっているのか、そういう点を留意して議事に当たっていただきたいと思うんですが。

○議長（森田昌巳） 今、木原議員の方からご意見がありましたけれども、確かに質問項目、いろいろわたっております。整理して質疑されるようお願いいたします。（「意見なんか言っていないよ。質問しているんです」と呼ぶ者あり）

答弁に移ります。島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、ただいまのご質疑に対してお答えをさせていただきます。

まず、ジェットパック車で運ぶ台数、2台ということですが、当組合は1台で運びます。エコセメント、1日22トンぐらいの焼却灰が発生いたしますけれども、これを1日、朝8時から1台目が出発しまして、それから2回目は10時過ぎになります。8時半スタートしまして、2回目は大体10時過ぎということで、行って帰って2時間ぐらいを想定しております。それから二ツ塚の受け入れ時間が4時までとなっております、それ以降は受け入れをさせていただきます。

したがって、こういう条件のもとで焼却灰の搬出をいたしますので、3トン残るといってお話ですが、これは施設の欠陥ではございませんので、これは向うの受け入れ時間とか、極端な話、ジェットパック車を3台、4台一気に委託すれば残りませんが、そういうふうなことになりますと経費の面もございまして、したがって、1台で大体ジェットパック車は6トンぐらい積めるということで、およそ19トンぐらい、3回往復できるだろうと、こういったことで計画しております。

それから、なぜ、埋めたてる理由ということなんです、広域のエコセメントの施設も我々の施設と同じように、例えば定期補修工事がございます。3カ月に1回、あるいは半年に1回、5年に1回、一番長いので50日以上かかるというお話も伺っております。そういったときにはエコセメントの施設が稼働いたしませんので、どこの組合も焼却灰の処理に困ってしまいます。そういう場合は埋立てをしますという広域からの指示がございました。

それから、町田市の回数なんですけれども、町田市の関係も当組合と同じなんです、町田市の場合はもっと複雑で、当組合の場合は2時間なんです、町田市の場合は町田市から二ツ塚へ行きますから、1日どのぐらい行けるか、それが問題だと、かなりの量が残ってしまいますということでした。恐らく薬剤処理に回るんでしょうということでありました。

あと広域処分組合との協議をしたかということでございますけれども、広域処分組合の方との協議ということではなくて、向うの説明の方で、とにかく処分場の延命化をするためには組織団体、積極的に搬入量の削減をしてくださいと、こういうお願いを受けております。そういうお願いを受けた結果、当組合で寄与できる現実的な問題としては、薬剤処理をやめまして乾灰で運ぶと搬入量が減るという方法がとれましたので、二ツ塚の要望に答えられた、こういったことでございます。

他の清掃工場は行っているかということでございますが、こういう改造工事につきましては、私が聞いているのは町田市と当組合です。あとはストーカー炉ですから、乾灰で持っていきませんから、搬出方法が違いますので、特段大きい改造工事はないと聞いております。

それから、焼却業務をしながら解体をすると、どのようにするのだということでございますが、現在使っております薬剤処理設備は2系統ございます。ですから1系統を生かし、もう1系統をつぶすと、こういった方法で交代交代やっていると、これが可能かなということでございます。

それから、粉塵対策はどうするのかというお話でございますけれども、これはもうダイオキシンの関係がございますから、ダイオキシン対策という、もう労働基準監督署もそうなのですが、すべてそういうところに届け出をしまして、施設内を密閉して、エアーシャワーを設置しながらとか、防塵マスク、保護帽、タイベック、そういうのをちゃんと着ながらやるという方法で作業を進めていくということでございます。

解体されたものはどのような処理になるのかということでございますが、現在もオーバーホールも同じなんですけど、産業廃棄物として運搬をしまして、中間処理を経まして、最終処分場へマニフェスト伝票を含めたきちとした対応で処分されると、こういうふうになっております。

それから、バッファータンクの件がありますが、二つあったのが一つになってしまうと、これも2系統ございますから、1系統残っていますので、小さいながらやっていると、それで焼却灰が出ますから薬剤処理の方へ回して処理をしていくということでございます。

以上です。

○8 番(門間淑子) 答弁漏れです。ジェットパック車から工場内へバキュームする時間はどれぐらいかと聞いているんですけども、日の出へ持って行って、それでジェットパック車から工場内に吸い込んでいきますよね。その時間はどれぐらいかかるんですか。

○議 長(森田昌巳) 島田管理課長。

○管理課長(島田善道) 向うの施設へ積み下ろす時間ですか。30分。それで洗ったりいろいろしますので約1時間近く、45分ぐらいはかかるのかなと、それで向うから帰ってくる分と当組合の分の往復、全部作業を含めて全体で2時間というふうなみにて、予定をしております。

○議 長(森田昌巳) 8番門間議員。

○8 番(門間淑子) 再質問します。一つ答弁漏れもあるのでちょっと言いますけれども、ここは3トン残るといふふうになったのがいつわかったのかということがちょっとお答えがなかったんですけども、3トンが残るといふことについて、そういうことについては処分組合とは全然協議をしないで、処分組合からの説明に従って今回はエコセメントもやっていくのだということのようですけども、西多摩衛生組合の方から広域処分組合に対して工場のこととか、処理のこととか、時間のこととか、改善を求めていくこととかというのは提案するということはないんですか。その時間のことも含めてです。

解体の方なんですけれども、バッファータンクが2台が1台になる、それはわかっているんです。1台になってしまっただけで焼却作業に何らかの変化は出ないのかというふうな聞き方をしているんです。

よ。それが従来どおりの焼却が続いていくのかということですね。だから2年間の工事ということであれば、1年間ずつ使っていくわけですから、その間ずっと一方だけでいくわけですよ。1基だけで。それでずっと5トンの流れるじょうろ口だけで今の焼却処理がずっと続くことが可能かどうかというような聞き方もしています。

それから、ストーカー炉の方なんですけれども、ストーカー炉の方はそういう余るということではなくて、全量日の出の方に行くというふうになっているわけですか。今回の飛灰が余ってしまうというのは、飛灰の特殊性ということで余るのか、ストーカー炉はそういうものがなくて、一気にどこでも、幾つも衛生組合はありますけれども、それはそれでオッケーという形になっていくんですか。今回の余るというのは飛灰の特性ということなんでしょうか。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 飛灰が3トン残るということでございますけれども、これは別に二ツ塚の広域処分組合からの指示とか、そういうことは全然ございませんので、当組合で今回、当初もって屋外に大きいのをつくろうという計画でしたけれども、それを見直しまして、既存の施設を一部使って改造していくという計画を内部で練って、できるだけ、貯量タンクなんかも既存の施設を使いますから、それからもろもろのそういう諸条件の中で経費削減もでき、ある程度運搬上にも支障がない改造計画を組合として検討していった結果、若干3トンぐらいは残るなということでございます。

もちろん土、日の分は丸々受け入れしませんから、40何トンはまだ残るわけですよ。だからそのくらいの容量、全部で60トン近いのが1週間で残るんですが、それが残っても既存の貯留タンクでちゃんとためておけると、それから月曜日にはきちっと出せると、こういう計画のもとでなっていますので、決して施設の欠陥とか、広域処分組合の指示とか、そういうことはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、搬入時間のことですが、広域処分組合の方でも、向うでも公害防止協定を結んでおりまして、もう受入時間が8時半から4時というふうに決まっていますので、その条件の中で当組合ができるだけ多く運べるかというふうなことでございます。

それからあと、1台になって焼却をしていけるのかということなんですが、工事自体は17年の4月1日から始まりますけれども、ご承知のとおり施設の改造、それからダイオキシン対策、もろもろの事務手続きの届け出がございまして、ほとんどそのくらいの許可、建築確認とかそういうふうなものを含めて事務手続きに大体半年ぐらい、実質の工事は6カ月ぐらいで終わるというふうに予想しています。試運転も含めてですね。ですから1台なくても、2系統ございまして、焼却業務に支障のない範囲でできるであろうと、この辺はさらに影響のないように詰めてまいりますけれども、現段階では影響はないというふうに考えております。

ストーカー炉の件でございますけれども、ストーカー炉の方もやはり施設の立地している場所とかいろいろな条件がありますので、搬入の時間等、それから運ぶ車で、施設によって考え方が違うと思いますので、全部運べるとか、その辺はまだわかりませんが、従来影響がなければ同じ範囲で影響は、ストーカー炉に限っては出てこないであろうというふうに思います。

焼却灰、3トン残るのは飛灰だから残るのではないということだけはご理解をさせていただきたいと思います。

○議長（森田昌巳） 8番門間議員。

○8番（門間淑子） 最後の質問ですね。それでは飛灰は3トン残るのは特性ではないということ



はわかりましたし、いろいろ工夫されているというのわかりました。こういうふうに残量が出るという事態ですね。8時半から4時までの搬入時間とか、そういう細かなことが衛生組合にどういう形で処分組合から伝わってきているのか、最初の段階からきちんと伝わっているのか、それから各衛生組合からの情報の共有ということがあるのかどうかですね。それについてはどういうふうに進んできたのかお尋ねします。

○議 長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） エコセメントの情報に関しましては、確か昨年、その前、2年前ぐらいでしょうかね。こういう清掃工場に加盟して組織している三多摩清掃施設協議会というのがございます。そこでエコセメントの対応ということで、当時のエコセメント施設の工事の内容とか概要について、それからそれに伴って組合が対応するにはどうしたらいいかというようなことはその会議の中で1回調整をとって、協議をした結果がございます。

以上です。

○議 長（森田昌巳） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田昌巳） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、これを許します。

まず、原案に対する反対者から発言を許します。8番門間淑子議員。

○8 番（門間淑子） 議案第8号、平成16年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）に反対の討論を行います。

この補正予算は、第2条でエコセメント事業の開始を前提に、平成16年から17年にかけて西多摩衛生組合の施設改修を進めるための予算を3億円に設定しようとするものです。

質疑の中でいろいろなことがわかりました。全体的に夢の事業と言われたエコセメント事業ではありませんけれども、必ずしも全部がセメントになるわけではなくて、埋め立ても並列していくというような状況だということもわかりました。広域処分組合から西多摩衛生組合やほかの組合に対しての説明責任も果たされていないということもわかりました。

エコセメント事業は工場建設に265億円、事業運営に年間32億円、事業年数20年間で約1,000億円の税金が投入されます。この事業運営費は60%が市場価格の変動、例えば消費税が上昇するとか、原油が高騰するというのでさらに高くなっていくものというふうに設定されています。

かつて夢の事業と言われたごみの固形燃料化、RDFも当初予想もしなかった焼却爆発事故で死傷者が出て以来、ストップしたままになっています。実証例のないエコセメント事業が同様の予想もしなかった事故を起こさないとは決して言えないのです。

事業を進める東京都は、三多摩地域廃棄物広域処分組合には地方公共団体でありながらいまだに情報公開条例が制定されていないことに加え、運営は民間委託で進められることになっています。

事故が起きた場合の責任の所在がはっきりしていません。

二ツ塚処分場内に建設される工場からは常時400度の高温が放出され、周辺の自然環境に大きな影響が及ぶことや、バグフィルターで捕捉できない有害化学物質、下水道に放水される冷却水の安全性などこの事業には検証に耐え得る事例がないのです。

有害物質を含んだ日量300トンの焼却灰を1,350度もの高温で焼却し、700トンもの水で急冷する事業は世界に例がなく、実用施設として稼働した市原エコセメント工場では11月2日に脱硝設備で事故が発生し、その原因は究明されていません。エコセメント事業の安全性について赤信号がつい

たと言えます。

そのようなときに、事業の推進を前提にした施設改修の予算化にも契約にも反対です。

さらにつくられたセメントはグリーン購入で構成市町は優先的に引き取ることを余儀なくされ、公共事業を増やさざるを得なくなるでしょう。20年間で1,000億円もの税金を使うのなら、焼却以前の段階でのリサイクルにこそ使われるべきで、本来のエコロジーとは相反するエコセメント事業を進めること、その推進を前提とする補正予算に同意できないことを重ねて主張して、反対の討論といたします。

○議長（森田昌巳） 次に、原案に対する賛成者から発言を許します。9番舩木良教議員。

○9番（舩木良教） それでは、議長の許可をいただきましたので、平成16年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

西多摩衛生組合の予算は3市1町、29万有余の住民から排出されますごみを関係法令等に基づき安全かつ衛生的に処理するという生活に密着した重要な予算であります。

近年、ごみ問題で緊急の課題は、埋立て最終処分場の延命化であります。東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合においては第三次廃棄物減容化計画案が出され、平成18年度から平成22年度の間に埋立てを50%以下に抑制すべく、現在二ツ塚処分場で埋立て処分されている焼却灰をエコセメントに再生することで、埋め立てする焼却灰の量を削減し、最終処分場の延命化を図ろうとしております。これは多摩地域全体が循環型地域社会形成を目指し、リサイクルの推進、最終処分場の延命、安全な埋め立て対策を目的として行うものであります。

ただいま反対意見がございましたが、平成16年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）における債務負担行為も含めまして、第三次廃棄物減容化計画案に基づくエコセメント化事業等は正当なものであります。この焼却灰搬出設備改造工事を行い、かつ焼却灰の搬出量を削減していくことは、最終処分場の延命化に寄与することだけでなく、焼却灰処理に要する薬剤使用量が減少することから、運営維持管理経費においても削減効果につながります。さらに東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合への負担金の軽減となることから、構成市町の財政にとりましても大きな意味があるものと考えます。

2番目として、計量器ソフト変更に伴う委託料と備品購入費であります。計量器ソフトの変更につきましては、受付計量設備の老朽化に伴い変更するものであり、変更の内容にきましては、先ほど質問させていただきましたが、構成市町のごみ持ち込み手数料徴収担当者の要望を十分に取り入れ、徴収事務の合理化に大きく貢献できるものであります。

また、委託料の見直しを行い、工事請負費の積算につきましては第三者機関のチェック機能を取り入れ、契約差金を生むなど内部努力が伺われる補正内容となっております。

本案を審議いたしますと、西多摩衛生組合の本旨を踏まえた適正な補正予算であると考えます。

以上、本案に対する賛成の立場からの討論といたします。

○議長（森田昌巳） 以上で討論を終わります。

これより議案第8号について挙手による採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（森田昌巳） 挙手多数であります。よって、議案第8号、平成16年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第9号について挙手により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議 長（森田昌巳） 挙手多数であります。よって、議案第9号、平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成16年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時25分 閉会